

お客さまへ

平成15年9月26日



伊達信用金庫

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の策定について

伊達信用金庫では、平成15年3月28日に金融庁より公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に向けたアクションプログラム」に基づいて、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定しましたのでお知らせします。

この機能強化計画は、当金庫が地域とどのように関わっていくか、どのように地域に貢献していくかを基本として策定しています。

策定内容は、「基本方針」と「アクションプログラムに基づく個別項目計画」に分れています。

今般、その「要約」を地域の皆様にも公表し、当金庫が集中改善期間（平成15年度～平成16年度）に取り組む事項について、ご理解とご協力をいただくことで、中小企業の再生と地域経済の発展に貢献してまいりたいと考えています。

<「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の概要>

「リレーションシップバンキング」とは、一般的に「お客さまとの親密な関係を長く維持することで情報を蓄積し、これを基に金融サービスの提供を行う。」ことと定義付けられています。

当金庫では、創業以来、信用金庫法第1条に示されている目的を経営理念として、地域社会の発展と地域住民の生活向上に資するため経営活動を実践してきました。また、当金庫では、平成15年度より新中期3カ年計画「だてしんチャレンジ21」をスタートしました。目標は「お客さまに安心してご利用いただける強い信用金庫をつくる。」ことであり、地域の中小企業・個人のお客さまと使命共同体としての共存共栄を掲げ、地域に密着した経営を目指しております。この新中期3カ年計画は、この度の「リレーションシップバンキングの機能強化計画」とまさに合致するものと考えております。

今後も当金庫は、お客さまの視点にたった事業展開を行なってまいります。また、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の実行によって、お客さまとのさらなる信頼関係を構築し、収益力の向上と健全な資産内容に裏打ちされた、地域にとってなくてはならない金融機関となるよう役職員一同、全力を傾注してまいります。

< 「リレーションシップバンキング機能強化計画」のポイント >

・ 中小企業金融の再生に向けた取組み

1．創業・新事業支援機能等の強化

「胆振地域新産業創造サポーター会議」など外部関係機関との連携を一層強め、情報の橋渡しなどの取り組みによってお客様の事業拡大等の支援を行ってまいります。

2．お取引企業に対する経営相談・支援機能の強化

当金庫の法律・税務相談の中で、顧問弁護士や税理士と一層連携を図り、コンサルティング機能の向上を図ってまいります。

また、中小企業診断士の育成、全国信用金庫協会主催の創業・新事業に関する「目利き」研修への派遣や当金庫理事による「目利き」研修の開催などを通じ、コンサルティング型営業ができる職員、お取引先の技術力や将来性の評価ができる職員等、高いスキルと知識を兼ね備えた人材を育成してまいります。

3．早期事業再生に向けた取組み

中小企業の再生支援につきましては、本部の企業支援委員会と営業店との連携強化によって、経営改善の立案、改善指導および進捗管理をきめ細かく行い、お客様サイドに立った事業再生を行ってまいります。

4．新しい中小企業金融への取組み

信金共同事務センターの「信用格付けシステム」を導入して、信用リスク管理態勢の高度化を図るとともに適正金利水準の設定等を検討してまいります。

5．お客様への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

お客様への説明態勢については、現状、契約締結時にその重要事項をご説明し、契約書の写しを交付するなどの対応を行っております。

今後は、「信用金庫取引約定書」を差し入れ方式から相互方式への変更や説明文書の交付など、お客様に対する説明態勢を一層整備してまいります。

また、相談・苦情処理体制につきましては、営業店と本部統括部署との連携を強化し、相談・苦情への迅速・的確な対応を図ってまいります。

6．資産査定、信用リスク管理の強化

厳格な自己査定及び適正な償却・引当の実施による貸出資産の良質化を図ってまいります。

7．進捗状況の公表

中小企業金融の再生に向けた取組みなどの進捗状況につきましては、半期毎に公表してまいります。

・健全性の確保・収益性の向上等に向けた取組み

1．収益管理態勢の整備と収益力の向上

信用リスク管理態勢の高度化を図るとともに信用格付けに基づく適正金利水準の設定等を整備するなど、経営基盤を強化してまいります。

2．地域貢献に関する情報開示

地域貢献に関する様々な活動成果を取りまとめ、ディスクロージャー誌・ミニディスクロージャー誌などの情報開示資料やホームページ等を通じて継続的に公表してまいります。

・計画期間

平成15年度～平成16年度の2年間です(アクションプログラムに定められた「集中改善期間」)。

なお、当金庫の新中期3カ年計画は、平成15年度～平成17年度の3年間としています。

<「リレーションシップバンキング機能強化計画」の要約>

別紙要約版をご参照願います。

以上

お問い合わせ先

伊達信用金庫

・本支店窓口

・企画管理グループ 経営企画課

(TEL: 0142-23-3536)

機能強化計画の要約

1. 基本方針

当金庫の事業地域の経済状況は、有珠山噴火の後遺症や長引く不況により、一段と地域経済の疲弊が進んでおり、先行きにつきましても一層不透明な状況にあります。

このような経済情勢の中で、当金庫では、平成15年度より新中期3カ年計画「だてしんチャレンジ21」がスタートしました。目標は、お客さまに安心してご利用いただける強い信用金庫を作ることです。創業以来の当金庫経営方針である信用金庫法第1条の目的を引き続き具現化し、地域経済の均衡ある発展のため、使命共同体として地域との共存共栄を目指します。

こういった取組方針策定の中で、この3月に金融庁より、中小・地域金融機関の不良債権処理問題の解決に向けた、中小企業金融の再生と持続可能性の確保のため、リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムが公表されました。リレーションシップバンキングとは、お客さまとの濃く長いお取引関係を通じ、バランスシートに表われないお客さまの経営力や業容などを把握し、単に短期的な損得にとどまらず、お互いに長期的な取引採算性を考慮しつつ融資を行うビジネスモデルをさします。

このアクションプログラムは、当金庫の方向性や考え方と基本的に合致するものです。当金庫では、同プログラムを真摯に受け止め、集中改善期間であります平成15年度～平成16年度に、以下の中小企業金融再生に向けた取組みと、健全性確保、収益性向上などに向けた取組みを確実に実践し、地域経済の活性化を図っていきます。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	・融資審査能力の向上を図ることでの対応とします。なお、業種別担当者の配置等融資審査態勢強化については現状からみて困難であり運用の中で対応しております。	・企業の事業特性、将来性、収益性等についての確かな評価ができる人材「目利き」を育成いたします。	・融資審査講座研修を実施します。 ・通信教育の充実を図ります。 ・公的資格(中小企業診断士)取得を推進します。	・平成15年度の取組みを継続・強化します。	・内・外部での融資審査講座研修等の実施により融資審査能力の向上を図ります。 ・通信教育講座の内容充実を図り、積極的な受講により融資審査能力の向上を図ります。 ・平成15年10月開講の中小企業大学校東京校入学に向け準備しており中小企業診断士資格取得推進、人材の育成を図ります。
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施					3. その他関連する取組みの欄に記載
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	・「胆振地域新産業創造サポーター会議」に参画します。 ・「伊達ウエルシ-ランド構想」等の地域事業計画に参加し、個人・法人の支援に積極的に対応します。 ・日本政策投資銀行との連携は、当事業区域において中小企業が有する知的財産権・技術の評価や優良案件の発掘が難しいことから、困難と思われれます。	・「北海道地区産業クラスターサポート金融会議」等にも参加し、有望産業・企業の支援に努め取り組んでいきます。	・各種会議や地域の事業計画に参加・協調し、取組可能な創業・新産業を支援します。	・平成15年度の取組みを継続、強化します。	・「胆振地域新産業創造サポーター会議」に引き続き参加します。 ・「北海道地区産業クラスターサポート金融会議」に引き続き参加します。 ・「室蘭地域環境産業推進コア」に引き続き参加します。 ・「西胆振ケ-ブルテレビコミュニケーションズ」との協調に参加し、有効活用を図ります。 ・「伊達ウエルシ-ランド構想」に引き続き参加し、積極的に対応します。

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化	・当金庫の営業区域では、現状ベンチャー企業は皆無ですが、ベンチャー企業の育成は重要であると認識しています。	・政府系金融機関との情報共有をより強化し、取組み可能なベンチャー企業の育成を支援すべく積極的な対応を図ります。	・取組み可能なベンチャー企業に対し、政府系金融機関と積極的な連携、強化を図ります。	・平成15年度の取組みを継続、強化します。	・ベンチャー企業の案件が発生し、政府系金融機関等と連携できる場合については取組みをします。 ・政府系金融機関と連携、強化し、ベンチャー企業の育成を図ります。
(5)中小企業支援センターの活用	・中小企業の創業・経営支援は積極的に行っています。 ・コンサルティング機能を持つ「地域中小企業支援センター」活用の必要性を認識しています。	・当金庫の経営資源と地域中小企業支援センターの機能を有効に活用し、新規創業、中小企業の経営革新を支援します。	・支援センターの機能を必要に応じて活用します。	・平成15年度の取組みを継続、強化します。	・地域中小企業支援センターの当金庫の活用可能な下記機能を必要に応じて活用します。 ・設備貸与事業(小規模企業者等の創業や経営基盤強化に必要な設備を割賦販売・リース) ・広域商談会開催事業(広域的な受注機会の確保、販路拡大等のための広域商談会) ・法律相談事業(商取引や経営に関わる法律問題について弁護士による相談) ・人材育成事業(経営者や管理者、技術者のための専門的な研修を実施) ・コ・デイネート事業(専門スタッフが、起業や経営に関する相談に応じ制度や関係機関を紹介)
2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	・コンサルティング機能の必要性は十分認識しており、今後機能向上を図ります。 ・経営情報は「しんきんふれ愛ネット」や当金庫が作成している「だてしん景況レポート」等により情報の提供を行っています。 ・「異業種交流会」や「ビジネスフェア」等の開催は地域性もあり困難と考えます。 ・M&Aは取引先で事例が無く、対象となる条件に該当する取引先や中小企業は無いと思われ、取組は困難と考えます。	・当金庫の法律・税務相談の中で、顧問弁護士や税理士と一層連携を図り、コンサルティング機能の向上に努めます。	・コンサルティング機能の向上を図ります。 ・「しんきんふれ愛ネット」「だてしん景況レポート」「しんきん経営情報」の提供を行います。	・平成15年度の取組みを継続、強化します。	・当金庫の顧問弁護士や税理士と連携を図り、コンサルティング機能の向上に努めます。
(2)コンサルティング業務、M&A業務等の取引先企業への支援業務の取組み	. 2. (1)に記載済みです。				

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	<ul style="list-style-type: none"> ・企業支援委員会を新設し、要注意先のランクアップの支援体制を整備、経営改善可能と思われる支援先の選択と支援策を策定し、営業店と連携して企業支援を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業支援委員会にて経営改善支援先の選択、支援策を策定し、営業店と連携してランクアップの支援を行います。 ・審査部門を独立し、審査態勢の強化により不良債権発生防止に努めます。 ・信用格付を導入し、信用リスクの計量化を図ります。 ・企業支援、審査能力向上のための研修や公的資格の取得のための人材養成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年4月審査部門を独立させ審査態勢の強化を図ります。 ・平成15年5月企業支援委員会を新設します。 ・企業支援先の選択と支援策を策定します。 ・営業店と連携し、企業支援活動開始します。 ・企業支援先のフォローアップと改善状況を管理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度企業支援の実績を分析します。 ・平成16年度支援方針を策定します。 ・企業支援先の選択と支援策を策定します。 ・企業支援活動を継続して実施します。 ・企業支援先のフォローアップと改善状況を管理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業支援委員会を新設し、要注意先から経営改善可能先の選択、支援策の策定、営業店と連携してその指導、フォローを実施します。 ・審査部門を独立させ、審査態勢を強化し、不良債権の新規発生を防止を図ります。 ・大口融資先・管理債権先を中心に営業店とのヒアリングを実施し、お客さまの実態把握を強化します。 ・信用格付を導入し、お客さまの定量、定性面の実態把握を強化し、リスクの計量化を図ります。 ・外部研修の参加や内部研修を実施し、担当者の審査能力向上を図ります。 ・企業支援や審査能力向上のため、中小企業診断士の養成を図ります。 ・これら体制整備状況や健全債権化の取組み実績をディスクロージャー等で公表します。
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施					3. その他関連する取組みの欄に記載

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の過剰債務構造の解消及び、迅速再生を図るための取組みの重要性は十分認識しています。 ・日常の与信管理の中で実施していますが、更なる体制整備が必要と認識しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫新3ヶ年計画の作成段階で構想を立てました「企業支援委員会」を立ち上げております。 ・「企業支援委員会」の中で過剰債務構造の解消、迅速再生に向けて支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業支援委員会」の設置をしております。 ・「企業再生支援講座」の研修に参加しております。 ・企業支援対象のお客さま企業を選定します。 ・支援再生方策の検討、決定及び支援開始をします。 ・支援、再生実施状況の適切なフォローをします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援・再生可能性のあるお客さま企業の追加選定をします。 ・実施状況の適切なフォロー - 及び取組み実績の検証を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業支援委員会」は営業店と十分連携を図り、お客さまの企業支援の中で、過剰債務構造・迅速再生に向けて方策を検討します。 ・ロ - ンレビュー - の見直しの中で、取引先企業の経営悪化兆候の把握と企業再生に向けた取組みを検討します。
(2) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道中小企業再生支援協議会は札幌商工会議所にあり、当地域の商工会議所、商工会が窓口となっております。 ・中小企業からの再生に関する相談内容に応じた支援業務、さらに具体的で実現可能な経営改善計画の策定等は、協議会の本部で実施されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の再生を支援する為、相談企業として適当と判断される場合には、商工会議所・商工会を通じ協議会のメリットを活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業支援委員会」で企業支援をすお客さま企業の選定において、相談企業として適当と思われる企業を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談企業として適当と思われる企業を追加検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業支援委員会」による支援、再生の日常業務において、相談企業として適当と思われる場合については、営業店も十分な連携を図り、必要に応じて当地域の商工会議所、商工会へ取次します。
(3) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施					3. その他関連する取組みの欄に記載

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
4.新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店とヒアリングの実施による早期チェック体制により貸出金の不良債権化防止を行っているが新規設備資金貸出先についてのローンレビューは十分とは言えないものと認識しています。 ・当金庫の取引先の規模から財務制限条項の活用は困難であります。 ・スコアリングモデルの活用は進んでいないが信用格付システム導入後、信用格付ランクをスコアリングモデルとして活用検討します。 ・第三者保証の徴求にあたっては過度な保証とならぬよう個別保証での取扱としています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュフロー重視の融資審査を行います。 ・貸出金の不良債権化防止のためローンレビューを強化します ・信用格付ランクをスコアリングモデルとした商品を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度500万円以上の設備資金融資先についての計画と実績を検証します。 ・信用格付システムの導入と運用を開始します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ローンレビューを継続・強化します。 ・信用格付ランクをスコアリングモデルとした北海道信用保証協会の保証付き融資商品を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過度な担保・保証は中小企業者の資金調達を阻害している一因になるとの認識からキャッシュフローを重視した融資審査を行います。 ・500万円以上の新規設備資金融資先について6ヶ月毎に営業店で計画と実績について検証し審査課へ報告、早期チェック体制により貸出金の不良債権化防止いたします。 ・与信審査スピードの向上、審査コストの軽減化、信用リスクに見合った貸出金利の設定などに効果があるスコアリングモデルの活用は担保主義からの転換を促すものとの認識から信用格付ランクをスコアリングモデルとした北海道信用保証協会の保証付き商品を検討します。
(2)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	<ul style="list-style-type: none"> ・信用リスクデータベースの整備・充実については不十分であると認識しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信金共同事務センターの自己査定支援システムによる自己査定の実施、信用格付制度の導入により信用リスクデータの蓄積を図ります。 ・信金共同事務センターのシステム機能追加が実施されることから信用リスク管理に活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信金共同事務センターの自己査定支援システムによる自己査定を実施します。 ・信用格付制度を導入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信金共同事務センターの機能追加による「信用リスク管理の高度化」により信用リスク管理のデータベース化を図ります。 ・リスクプレミアムレートを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫独自の信用リスクのデータベース化には限界があり信金共同事務センターシステムによりデータベース化に対応します。 ・信金共同事務センターの機能追加による「信用リスク管理の高度化」システムにより 取引先財務分析の高度化 経営相談業務への対応 金庫独自のリスクプレミアムレートの検討 ローンポートフォリオの管理に活用します。

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> お客さまへの貸付契約、保証契約等重要事項の説明につきましては、融資事務取扱要領等に基づき厳格に行っております。 当金庫とお客さまが対等な立場で契約するために、信用金庫取引約定書も差入れ方式から相互方式に改定する等、お客さまへの説明態勢の整備は重要であると認識しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 勉強会、監査による検証、営業店での指導、商品概要説明書の店頭備付け等によりお客さまへの周知を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査グループによる監査、検証を強化します。 コンプライアンス等勉強会を強化します。 融資事務取扱要領の勉強会を強化します。 信用金庫取引約定書を改定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度の取組みを継続、強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各担当部署でのコンプライアンス勉強会の開催を定例化します。 定期的に監査グループによる監査、検証を行います。 営業店における融資事務取扱要領の遵守の強化を図ります。 商品概要説明書の店頭備付けを徹底します。
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局等に寄せられた情報、苦情・相談等の事例は、当金庫にとっても大変参考になると認識しております。 「地域金融円滑化会議」で得た情報を基に、お客さまへの十分な説明の意識付けを図っております。 	<ul style="list-style-type: none"> 四半期毎に開催される会議での意見交換による情報（苦情・相談）を業務に活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域金融円滑化会議」が設置され、第一回会議が開催されております。 会議の情報内容を全役職員が共有し、日常業務に反映させます。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度の取組みを継続、強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域金融円滑化会議」の情報等の内容を把握し、当金庫にとって有効的に業務に反映できる事例については、全役職員に知らせる態勢を取ります。
(3) 相談・苦情処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫ではお客さまからの苦情や要望等については全て統括部署（営業統括グループ業務推進課）に報告させており、職員にも朝礼、店内会議等により周知徹底させています。 業務日報や電話等により速やかに統括部署に報告し、迅速かつ的確な処理と再発防止を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 「苦情処理に関する規程」を遵守し、お客さまからの苦情や要望等は迅速かつ的確に処理し再発防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情等の処理が「苦情処理に関する規程」に基づき、適切に行われているかを検証、指導します。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度の取組みを継続、強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情・要望等全てを統括部署に速やかに報告します。 苦情・要望等の内容を職員に周知徹底します。 関係部署に連絡し、要望事項の具現化や苦情等処理の対応策を速やかに取ります。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
6. 進捗状況の公表	・アクションプログラムにおいては、「 . 中小企業金融の再生に向けた取組み」の施策について、半期毎にその進捗状況を公表することとされています。	・半期毎の進捗状況の公表は「 . 中小企業金融の再生に向けた取組み」が対象となり、これ以上の部分の進捗状況は任意とされていますが、「金融再生法開示債権の保全状況の開示」「総代会の機能向上策」「地域貢献に関する情報開示」につきましても、公表したいと考えています。	・平成15年度上期分を公表します。	・平成15年度下期、平成16年度上期分を公表します。	・アクションプログラムの実施方策に対する進捗状況を公表することは当然の責務と認識しています。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
・各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	<ul style="list-style-type: none"> 金融検査マニュアルを踏まえた自己査定を行い、適切な償却・引当を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用格付支援システム等の導入等により信用リスクデータベース化を進め、精度の高い自己査定を行い、適切な償却・引当を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定、信用格付説明会・研修を実施します。 信用格付支援システムの導入・運用を開始します。 「信用格付」と「債務者区分」の適合性を検証します。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定、信用格付説明会・研修を実施します。 「信用格付」と「債務者区分」の適合性を検証します。 信用リスク管理システム活用によるプレミアムレートを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定、信用格付説明会、研修を実施します。 信用格付支援システムを導入します。 信用リスク管理システムの活用による総合的な信用リスク管理を図ります。 信用リスクプレミアムレートを検討します。
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	<ul style="list-style-type: none"> 評価の合理性については、不動産評価の専担者が評価を行い、地価動向を反映した再評価を毎年実施しています。 評価の精度については、評価額と競売価格（最低入札価格や競落価格）では乖離があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 売買情報、競売情報を収集し、処分実績からみた「債務者区分」毎の評価基準の採用等の評価方法について見直しを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 売買情報、競売情報を収集して分析します。 「債務者区分」毎の処分実績を分析します。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価方法の見直し等、評価基準を策定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 売買情報、競売情報を収集し評価と処分実績の分析を行います。 「債務者区分」毎の評価と処分実績の分析を行います。 処分実績からみた評価精度の向上のための評価基準の策定等、評価方法を見直します。
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	<ul style="list-style-type: none"> 信用金庫法のリスク管理債権の一部について保全状況を開示しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度自己査定結果から金融再生法の開示債権の保全状況を開示します。 	<ul style="list-style-type: none"> 要管理債権の保全基準等を策定します。 平成15年度自己査定から保全状況を把握、検証します。 	<ul style="list-style-type: none"> 15年度自己査定結果からディスクロ誌等で公表します。 	<ul style="list-style-type: none"> 開示の基準となる保全基準等を策定します。 平成15年度自己査定より金融再生法の開示債権に対する保全状況を把握、検証します。 平成15年度自己査定結果の保全状況をディスクロ誌等で開示します。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 信金共同事務センターの信用リスク管理のデータベース化に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> 信金共同事務センターの自己査定支援システムへの移行と信用格付支援システムを導入し、信用リスクデータベース化を図り、そのシステム活用により金利設定と内部基準の検討と整備を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定システムを自金庫システムから信金共同事務センターシステムへ移行します。 信用格付システムの導入と運用を開始します。 	<ul style="list-style-type: none"> 「信用格付」と「債務者区分」の適合性を検証します。 信用リスク管理システム活用によるプレミアムレートを検討します。 プレミアムレート設定のための内部基準を検討、策定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定システムを自金庫システムから信金共同事務センターシステムに移行し、信用リスクデータの共有化を図り、より精度の高い信用リスク管理を図ります。 信用リスク管理システムを活用し、プレミアムレートの導入の検討を行います。 プレミアムレート設定の内部基準の整備を図ります。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
3. ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	・直近の経営実態を地域の皆様にいち早くお伝えするため、「伊達信用金庫レポート」を平成14年9月より開示しています。	・店頭に備え付けます。 ・地方公共団体、商工会議所等に配付します。 ・地区別総代懇談会において詳細に説明します。	・現状の取組みを継続・強化します。	・現状の取組みを継続・強化します。	・今後も透明性確保の観点から半期ごとに開示します。
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	・総代の選任にあたっては総代候補者の氏名を店頭に掲示するとともに、その旨を新聞に掲載する等、信用金庫法と定款で定めるところにより選考手続きの透明性は確保されるようになっていきます。しかしディスクロージャー誌では、総代の氏名、総代会の仕組み、総代の役割、総代の選考基準等に関する掲載はしていません。	・総代会の仕組みや総代の役割、総代選考基準、選考方法等をディスクロージャー誌に掲載します。なお、総代の氏名等任意項目となっている事項の掲載につきましては、総代の意見を踏まえ検討します。	・ディスクロージャー誌への掲載項目を検討します。	・検討結果を踏まえて、平成16年度中に実施します。	・基本的に左記取組みを継続し、一層強化させていく方針です。
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	地域の持続的発展が可能な地域社会づくりを当金庫の社会的責任として、地域貢献開示を推進します。	・ディスクロージャー誌(ミニモ含む) ・伊達信用金庫レポート ・景況レポート ・ホームページ ・総代への説明等	・各種媒体により地域貢献活動の公表します。	・平成15年度の取組みを継続・強化します。	・全信協から示された開示方針を踏まえ、その活動状況についての情報開示を充実させます。
5. 法令等遵守(コンプライアンス)					
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止					3. その他関連する取組みの欄に記載

(備考) 個別項目の計画数... 2 1

3. その他関連する取組み

項 目	具 体 的 な 取 組 み
<p>・中小企業金融の再生に向けた取組み</p> <p>1. 創業・新事業支援機能等の強化</p> <p>(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施</p>	<p>・内・外部研修、OJT（現場教育）、通信教育講座の一層の推進</p> <p>・各種認定・検定試験の取得促進</p> <p>・公的資格取得推進 ・当金庫非常勤役員による経営学およびマーケティングのセミナー開催</p> <p>・全信協等主催の目利き研修へ積極的に参加</p>
<p>・中小企業金融の再生に向けた取組み</p> <p>2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化</p> <p>(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施</p>	<p>・全信協が実施している「企業再生支援講座」等企業支援の向上を目的とした研修に積極的に参加</p> <p>・財務面の内部研修だけではなく、不良債権となった案件について、その貸出の実行・管理・回収の事例を基にした内部研修の実施</p> <p>・実地調査として、現場支店長とお取引先企業経営・内・外部研修、OJT（現場教育）、通信教育講座一層の推進</p> <p>・公的資格取得推進</p> <p>・各種認定・検定試験の取得促進</p>
<p>・中小企業金融の再生に向けた取組み</p> <p>3. 早期事業再生に向けた積極的取組み</p> <p>(7) 企業再生支援に関する人材（ターンアラウンド・スペシャリスト）の育成を目的とした研修の実施</p>	<p>・内・外部研修、OJT（現場教育）、通信教育講座の一層の推進</p> <p>・各種認定・検定試験の取得促進</p> <p>・公的資格取得推進 ・当金庫非常勤役員による経営学およびマーケティングのセミナー開催</p> <p>・全信協等主催の目利き研修へ積極的に参加</p>
<p>・各金融機関の健全性の確保、収益の向上に向けた取組み</p> <p>5. 法令等遵守（コンプライアンス）</p> <p>行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止</p>	<p>コンプライアンスプログラムを策定し、年間予定表に基づき下記の取組みを一層推進する。</p> <p>・「コンプライアンスチェックリスト」による役職員の自己評価と問題点等の状況把握を行い、今後の施策・改善の指針とする。</p> <p>・役職員による各課店研修でのコンプライアンス勉強会の実施（月2回以上）により意識高揚を図る。</p> <p>・全職員のコンプライアンス・オフィサー認定試験受験へのサポートを行う。</p> <p>・啓蒙活動の検証等臨店モニタリングを随時実施する。</p> <p>・連続休暇を引き続き実施する。</p>